

東大阪市食品ロス削減推進計画

令和4年3月

HIGASHIOSAKA

第1章 計画策定の主旨	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間	2
4. SDGsとの関わり	3
第2章 食品ロスの現状と課題	4
1. 食品ロス量	4
2. 食品ロス削減に関するアンケート.....	6
3. 課題の整理	12
第3章 計画の目標と推進施策	13
1. 基本目標.....	13
2. 数値目標	14
3. 施策の体系	15
4. 施策の内容	16
5. 各主体の役割	20
6. 計画の進行管理	21
資料編.....	23

第1章 計画策定の主旨

1. 計画策定の背景と目的

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費などの各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。平成27年(2015年)9月の国際連合総会では、「持続可能な開発目標」(SDGs:エス・ディ・ジーズ)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する」において、食料廃棄の削減目標が掲げられており、食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっています。世界には飢えや栄養不足の状態にある人々が多数いる中で、我が国は多くの食料を輸入し、大量に廃棄しています。

また、食品を廃棄することは、その生産・流通過程で使われた多くのエネルギーや資源を無駄にすることであり、さらにごみ処理過程においても温室効果ガスを排出させることから、地球環境への負荷の一因にもなっています。このように食品ロス問題は我が国において、持続可能な社会及び脱炭素社会の構築に向けて真摯に取り組むべき課題となっています。

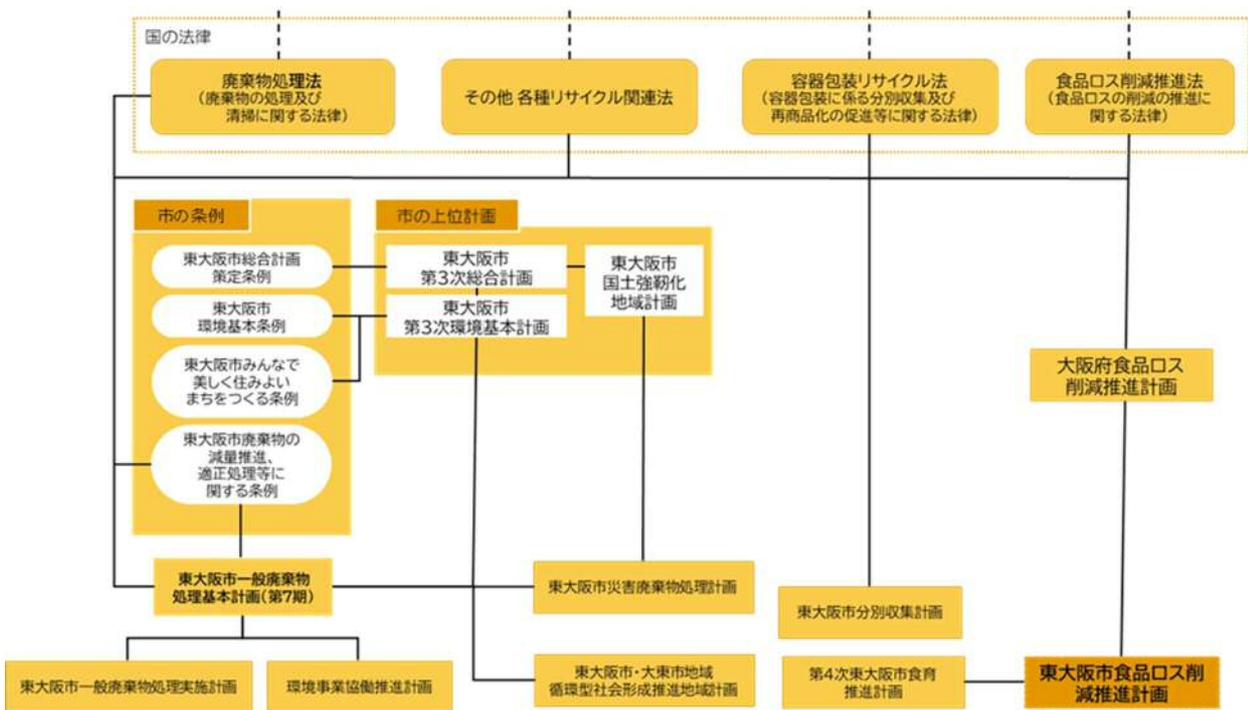
こうした現状を踏まえ、国では、平成30年6月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭系食品ロスにおける半減目標が設定され、さらに令和元年7月、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で事業系食品ロスにおける半減目標が設定されました。また食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年10月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が施行されました。このような食品ロスを取り巻く状況に加え、感染症などによる生活様式の変化や少子高齢化の影響など、様々な情勢の変化に対応しながら、計画的に食品ロスの削減に取り組むことが必要です。

東大阪市(以下、「本市」という。)では、令和3年3月策定の「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」において、食品ロスの削減を重点プロジェクトとして設定し、市民・事業者・各種団体・行政の多様な主体の連携によるさらなる食品ロス削減を計画的に推進していくために、「東大阪市食品ロス削減推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき策定する「当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」(市町村食品ロス削減推進計画)として位置付けます。

また、本計画は「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」における食品ロス削減に関する事項の個別計画として位置付けるとともに、「東大阪市第3次環境基本計画」、「東大阪市一般廃棄物処理実施計画」、「第4次東大阪市食育推進計画」など、本市の諸計画及び「大阪府食品ロス削減推進計画」との整合性を図っています。



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画から抜粋し、作成]

図1-1 本計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)までの9年間とします。なお、本計画は「東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第7期)」の改定に合わせ、令和7年度(2025年度)に見直すこととし、「東大阪市一般廃棄物処理基本計画(第8期)」中に位置付けることを想定しています。

4. SDGsとの関わり

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2016(平成 28)年から 2030(令和 12)年までの 15 年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすための世界共通の 17 の目標です。

本計画は、市民・事業者・各種団体のみなさまとともに持続可能な社会の実現に貢献します。



図1-2 持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴール

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画]

ゴール1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
ゴール2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成し、持続可能な農業を推進する
ゴール3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
ゴール4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
ゴール5	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
ゴール6	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
ゴール7	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
ゴール8	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
ゴール9	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
ゴール10	国内及び国家間の格差を是正する
ゴール11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
ゴール12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
ゴール13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
ゴール14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
ゴール15	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
ゴール16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
ゴール17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

本計画は、SDGs に掲げる 17 のゴールのうち以下のゴールの達成に寄与するものです。



第2章 食品ロスの現状と課題

1. 食品ロス量

(1) 全国の現状

令和元年度は、年間570万トンの食品ロスが発生しており、うち家庭系食品ロス発生量が261万トン、事業系食品ロス発生量が309万トンです。

国の食品ロス削減目標は、平成12年度(2000年度)比であり、平成12年度の家庭系食品ロス発生量は、433万トン(環境省)、事業系食品ロス発生量は547万トン(農林水産省)と推計されています。

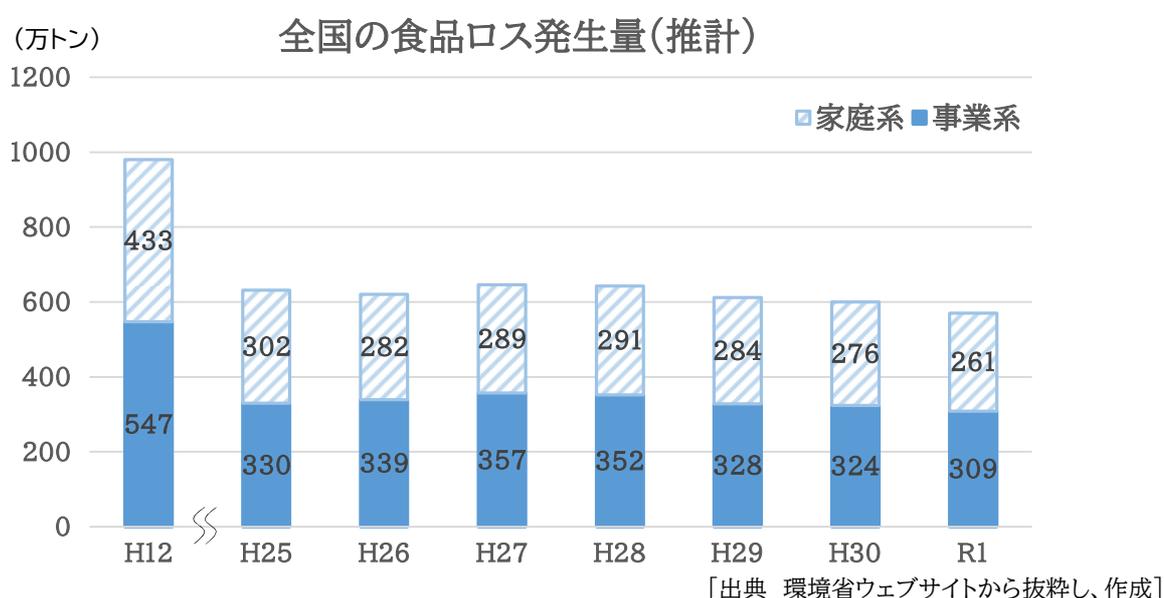


図2-1 全国の食品ロス発生量(推計)

(2) 大阪府の現状

「大阪府食品ロス発生動向等解析調査」(令和2年度実施)において、大阪府域における食品ロスの発生量が家庭系、事業系ごとに推計されています。

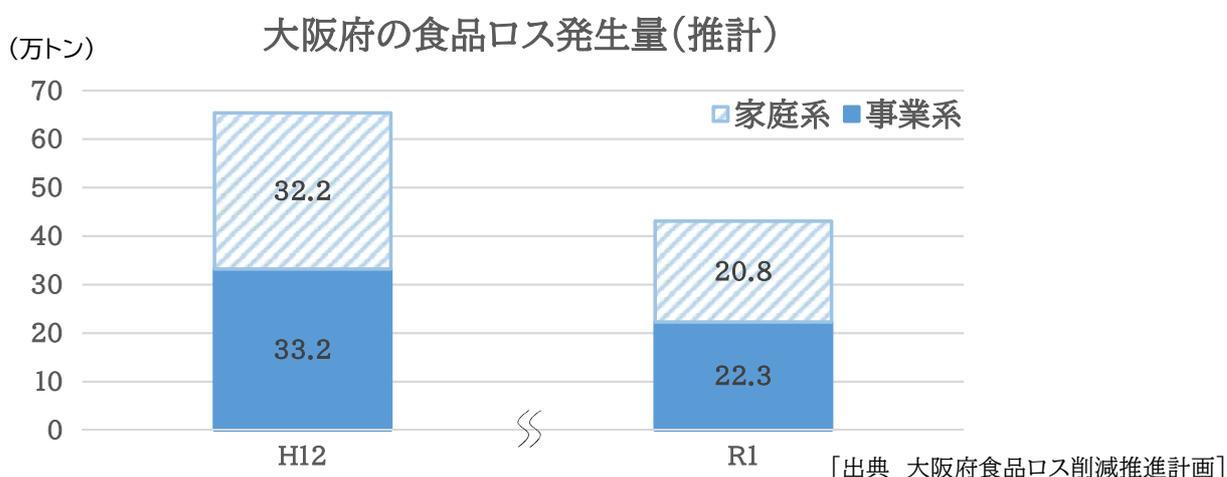
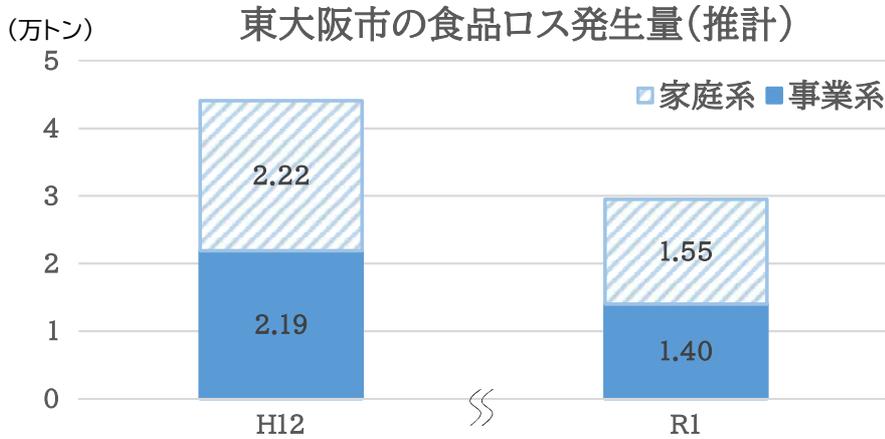


図2-2 大阪府の食品ロス発生量(推計)

(3)本市の現状

令和元年度に本市が実施したごみ組成調査結果から家庭系食品ロス発生量は1.55万トン、平成30年度に大阪市が実施した事業系一般廃棄物実態調査結果から、本市の事業系食品ロス発生量を1.40万トンと推計しています。

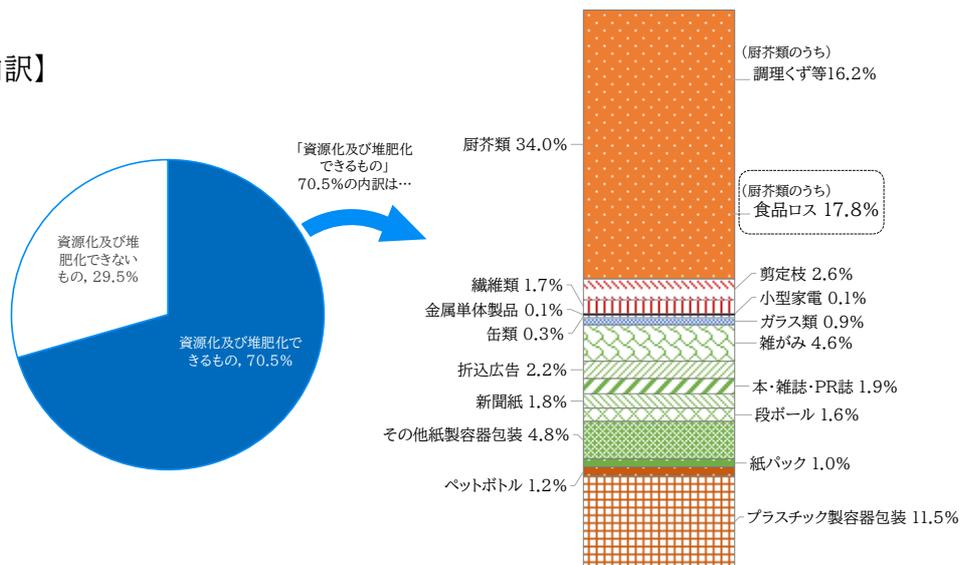


[東大阪市 資料]

図2-3 東大阪市の食品ロス発生量(推計)

【家庭ごみ(燃えるもの)の内訳】

令和元年度実績
(東大阪市)
86,992t



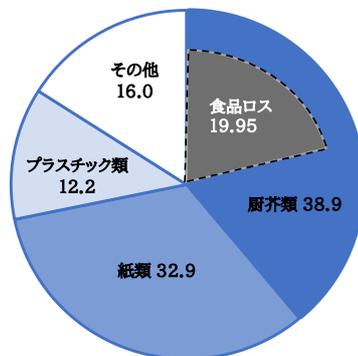
[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 2-4 家庭ごみ中の資源化可能物の割合

【事業系ごみの内訳】

令和元年度実績
(東大阪市)
※70,173t

※許可業者収集分



[出典 大阪市 平成30年度事業系一般廃棄物実態調査結果より]

図 2-5 大阪市の事業系ごみ組成(重量比)

2. 食品ロス削減に関するアンケート

(1) 市民アンケート(出典:令和元年度東大阪市市政モニターアンケート)

①アンケート概要

【実施期間】 令和元年10月24日～令和元年11月7日

【回答者数】 250名

【男女比】

内訳	人数	割合
男性	91人	36.4%
女性	159人	63.6%

【年齢構成】

内訳	人数	割合
10代	2人	0.8%
20代	19人	7.6%
30代	44人	17.6%
40代	60人	24.0%
50代	55人	22.0%
60代	44人	17.6%
70代以上	26人	10.4%

②アンケート結果概要

【食品ロスの認知度】

食品ロスの認知度について調査したところ、認知度は96.4%で、非常に多くの方が認知していました。

内訳	人数	割合
知っていた	241人	96.4%
知らなかった	9人	3.6%

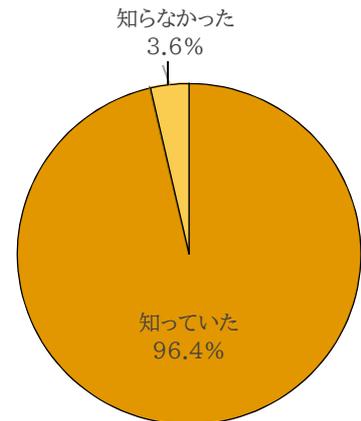


図2-6 食品ロスの認知度

【商品棚の商品の選び方】

「商品棚の手前から商品を取ることがありますか」の問いに対して、「いつもしている」「4回に3回程度している」と回答した方を合わせると全体の32.0%で、商品棚の手前から商品を取る頻度は低い傾向にあることがわかりました。

内訳	人数	割合
いつもしている	27人	10.8%
4回に3回程度	53人	21.2%
2回に1回程度	79人	31.6%
4回に1回程度	79人	31.6%
まったくしていない	12人	4.8%

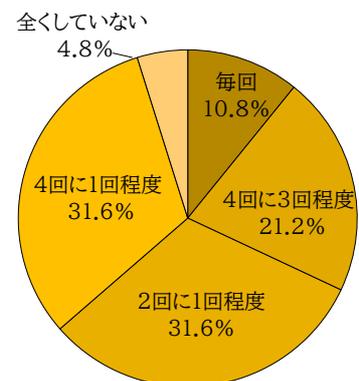


図2-7 手前から商品を取る頻度

【生鮮食品等、冷蔵が必要な食品の選び方】

「生鮮食品等、冷蔵が必要な食品は新しいものを選びますか」の問いに対して、「いつも思う」「たいてい思う」と回答した方を合わせると全体の89.6%で、少しでも新しいものを買う傾向があると分かりました。

内訳	人数	割合
いつも思う	141人	56.4%
たいてい思う	83人	33.2%
ときどき思う	15人	6.0%
あまり思わない	9人	3.6%
まったく思わない	2人	0.8%

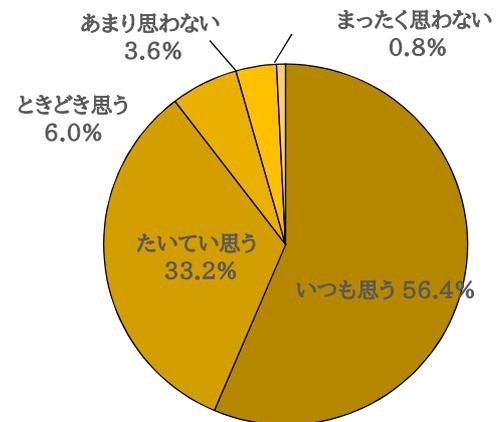


図2-8 生鮮食品等の選び方

【お菓子や飲料等、常温保存ができる食品の選び方】

「お菓子や飲料等、常温保存ができる食品は新しいものを選びますか」の問いに対して、「いつも思う」「たいてい思う」と回答した方を合わせると全体の52.4%で、生鮮食品等と比較すると新しいものを選ぶ意識は低いことが分かりました。

内訳	人数	割合
いつも思う	66人	26.4%
たいてい思う	65人	26.0%
ときどき思う	54人	21.6%
あまり思わない	53人	21.2%
まったく思わない	12人	4.8%

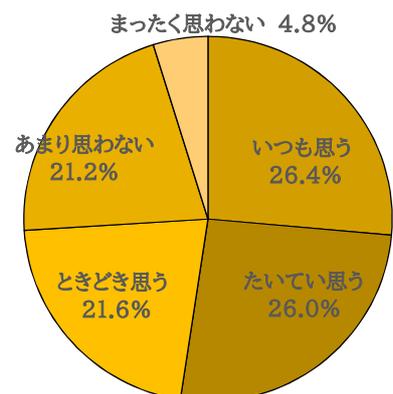


図2-9 お菓子や飲料等の選び方

【食品を購入する主な場所】

全体の94.8%の方が「スーパーマーケット」と回答し、食品を購入する際に多く利用されている場所だということが分かりました。

内訳	人数	割合
スーパーマーケット	237人	94.8%
コンビニエンスストア	8人	3.2%
その他	4人	1.6%
個人商店(八百屋など)	1人	0.4%

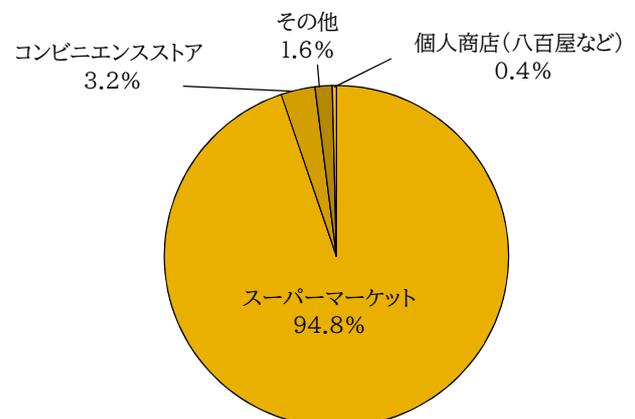


図2-10 食品を購入する主な場所

【値引き商品の購入について(賞味期限が近付いている商品)】

「賞味期限が近付き値引きされた商品を買うことがありますか」の問いに対して、「いつもしている」「たいていしている」「ときどきしている」と回答した方は全体の88.4%で、賞味期限が近付き値引きされた商品を買う頻度は高い傾向にあることが分かりました。

内訳	人数	割合
いつもしている	70人	28.0%
たいていしている	63人	25.2%
ときどきしている	88人	35.2%
あまりしていない	26人	10.4%
まったくしていない	3人	1.2%

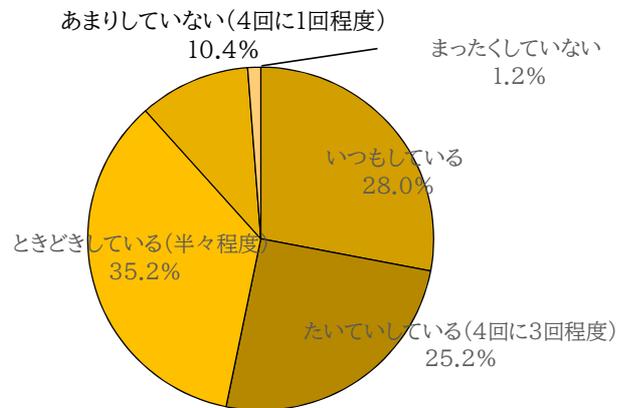


図2-11 賞味期限が近付いている商品の購入について

【値引き商品の購入について(消費期限が近付いている商品)】

「消費期限が近付き値引きされた商品を買うことがありますか」の問いに対して、「いつもしている」「たいていしている」「ときどきしている」と回答した方は全体の82.0%で、消費期限が近付き値引きされた商品を買う頻度は高い傾向にあることが分かりました。

内訳	人数	割合
いつもしている	62人	24.8%
たいていしている	58人	23.2%
ときどきしている	85人	34.0%
あまりしていない	39人	15.6%
まったくしていない	6人	2.4%

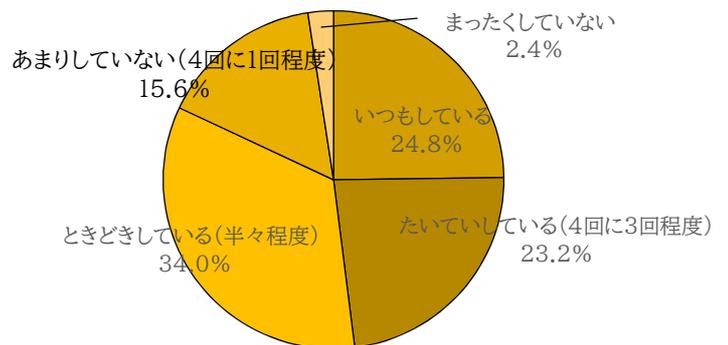


図2-12 消費期限が近付いている商品の購入について

【食材や食べ残しの廃棄経験】

「普段の生活において、食材や食品を捨てたり、食べ残しを捨てたりすることがありますか」の問いに対して、「かなりある」「ときどきある」と回答した方を合わせると全体の33.6%、「あまりない」「ほとんどない」と回答した方を合わせると全体の56.8%で、普段の生活において食材や食べ残しを捨てたりする頻度は低い傾向にあることが分かりました。

内訳	人数	割合
かなりある	4人	1.6%
ときどきある	80人	32%
どちらとも言えない	24人	9.6%
あまりない	80人	32%
ほとんどない	62人	24.8%

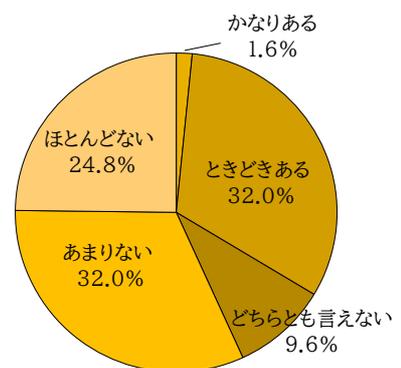


図2-13 食材や食べ残しの廃棄経験

(2)事業者アンケート(出典:令和元年度 東大阪市地域研究活動報告書)

①アンケート概要

【実施期間】

第1回 令和2年2月10日～令和2年2月25日

第2回 令和2年3月2日～令和2年3月25日

【回答社数】

飲食店／156 事業者

小売業／54 事業者

持ち帰り・配達配食サービス業／33事業者

②アンケート結果概要

1. 飲食店

・料理提供時以外での取り組み

▶ 比較的良好に取り組まれているもの

1. 広く行われている取り組み(「はい」が約 8 割以上)

1. 冷蔵庫や食品庫等のこまめな在庫確認
2. 経験と勘による来客数の予測
3. 仕入れの小口化
4. 複数の料理に使いやすい食材の利用

2. 比較的良好に行われている取り組み(「はい」が約 7 割前後)

1. 調理ミスをなくすための従業員への注意喚起
2. 余剰食材を使った従業員へのまかない
3. 注文(受注・発注)ミスをなくすための従業員への注意喚起

▶ 取り組む余地があるもの

1. 半数程度が行っている取り組み(「はい」が約 5 割前後)

1. 販売データによる来客数の予測
2. 流通量や在庫量の多い食材を使った料理の開発・創作

2. あまり行われていない取り組み(「はい」が約 4 割以下)

1. 余剰食材もしくは余った料理を従業員へ持ち帰らせること
2. 捨てられることが多い食材を使った料理の開発・創作
3. 賞味期限内、消費期限内で販売期限を超えた食材の利用
4. 規格外等市場に流通しない食材の活用
5. 食品ロス・食品廃棄物のリサイクル施設での処理

・料理提供時での取り組み

▶ 比較的良好に取り組まれているもの

1. 広く行われている取り組み(「はい」が約 8 割以上)
客の要望に応じた量等の調整
2. 比較的良好に行われている取り組み(「はい」が約 7 割前後)
持ち帰り希望者への対応
3. 半数程度が行っている取り組み(「はい」が約 5 割前後)
少量の料理等、量を調整した料理の提供

▶ 取り組む余地があるもの

あまり行われていない取り組み(「はい」が約 4 割以下)

1. 食べ残しを減らすため、お客様へ声かけの実施
2. 流通量や在庫量が多い食材を使った料理を客に薦めること
3. ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
4. 捨てられることが多い食材を使った料理を客に薦めること
5. 30・10 運動の啓発活動の実施
6. 食品ロス削減につながる行動をされた方に特典付与

2.小売店

▶ 比較的良好に取り組まれているもの

比較的良好に取り組まれているもの(「はい」が半数程度)

1. 鮮度に合わせたきめ細やかな売価設定
2. 食品の量り売り、小分け売りの実施

▶ 取り組む余地があるもの

あまり取り組まれていないもの(「はい」が半数程度未満)

1. 独自の仕入れルートの確保
2. 廃棄(食品ロス)の予算化
3. 店頭での展示やチラシの配布等、イベントの実施
4. ポスターやポップ等の掲示による食品ロス削減に向けた啓発活動の実施
5. 担当部署や担当者の設置

3. 持ち帰り・配達配食サービス業

▶ 比較的良好に取り組まれているもの

比較的良好に取り組まれているもの(「はい」が約6割以上)

1. 冷蔵庫や食品庫等のこまめな在庫確認
2. 仕入れの小口化
3. 注文(受注・発注)ミスをなくすための従業員への注意喚起
4. 販売データによる来客数の予測
5. 調理ミスをなくすための従業員への注意喚起
6. 複数の料理に使いやすい食材の利用
7. 経験と勘による来客数の予測

▶ 取り組む余地があるもの

あまり行われていない取り組み(「はい」が約3割以下)

1. 余剰食材を使った従業員へのまかない
2. 流通量や在庫量の多い食材を使った料理の開発・創作
3. 余剰食材もしくは余った料理を従業員へ持ち帰らせること
4. 賞味期限内、消費期限内で販売期限を超えた食材の利用
5. 規格外等市場に流通しない食材の活用
6. 捨てられることが多い食材を使った料理の開発・創作
6. 食品ロス・食品廃棄物のリサイクル施設での処理

<コラム> 市内企業 A 社の取り組み～POP の掲示～

昼食に300人前後、自社食堂を利用している A 社では、食堂における食べ残しの大半を「ごはん」が占めていることから、令和元年度から食器を返却する場所に「食べ残しの量」や「食べ残しの処分にかかるエネルギー量」の POP を掲示しています。

食べ残しなどを「見える化」することで、食堂利用者は「なぜ食品ロスをなくす必要があるのか」を理解し、「食品ロス」を意識できるようになりました。

この取り組みを継続した結果、少しずつ「ごはん」の食べ残しの量が減り、約30%の食品ロス削減につながりました。

3. 課題の整理

本市の現状及び市民、事業者へのアンケート結果などから、家庭系と事業系に区分けして、本市の食品ロス対策に関する主な課題を整理しました。

(1) 家庭系食品ロス

- ・食品ロス問題の認知度は高くなっていますが、実際の行動としては、商品を選ぶとき、少しでも新しいものを購入する割合が高いため、商品棚の手前から取ってもらうことなど、広報や啓発方法を工夫します。
- ・食品購入先の大半がスーパーマーケットのため、スーパーマーケットを中心に啓発を進めます。
- ・消費期限・賞味期限が近付き値引きされた商品を買うと回答した方の割合が高いため、その日に使うと決めている食材を購入する際、値引き商品の購入を促すようなキャンペーン等の支援を検討します。
- ・食材や食べ残しの廃棄経験が「かなりある」「ときどきある」と回答した方を合わせると全体の3割程度にとどまっていますが、日々の買い物での心がけ、冷蔵庫の食品の収納方法、整理整頓などの啓発を進めます。

(2) 事業系食品ロス

- ・飲食店でポスター等の提示や宴会などにおける30・10運動の実施による食べ残し削減の啓発活動について実施している店舗の割合が低いため、店舗が実施しやすいよう、ポスターやPOPを作成し、事業者配布します。
- ・小売店でチラシの配布やイベントを実施し、食品ロス削減に向けた啓発活動を実施している店舗の割合が低いため、チラシを作成し、事業者配布することや小売店でのイベントに参加し、食品ロス削減を進めます。
- ・飲食店・配達配食サービス業は、食品ロス・食品廃棄物のリサイクル施設での処理を実施している割合が低いため、リサイクル業者の情報提供を行います。

<コラム> 環境教育の取り組み～食べ残しNOゲームの活用～

本市では、平成30年度より環境教育出前講座のメニューに「食品ロスの削減」をテーマにした講座を追加し、当時の小学6年生が考案したカードゲーム「食べ残しNOゲーム」を活用しています。

「食べ残しNOゲーム」では、プレイヤーが「寿司屋」「ラーメン屋」「パン屋」などの店主となり、利益を出しながら、食べ残しをどう減らしていくかを競います。

小学5年生を対象に実施した同講座のアンケートでは、「面白かった」と回答した生徒が約90%、「食べ残しNOゲームを体験して自分の行動が変わる」と回答した生徒が97%という結果でした。

今後も食品ロス削減に向けて、子どもたちにも楽しく分かりやすい啓発に取り組んでまいります。



第3章 計画の目標と推進施策

1. 基本目標

東大阪市一般廃棄物処理基本計画の基本理念

「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現

一般廃棄物処理基本計画において、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの役割を認識し、協力を深め、よりよい地球、よりよい東大阪を後世に残していきたいという想いを込め、「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」を理念に掲げ、取り組みを進めています。

本計画においても、豊かな食文化と食べ物を大切にする意識を持つ私たちが“もったいない”を再認識し、市民・事業者・各種団体・行政の相互の連携協力により、食品ロスの削減につながる取り組みを進め、環境負荷の少ない持続可能な循環型都市の実現を目指します。

(1)基本理念実現のために、次の基本方針を設定し、各種施策を実施します。

基本方針Ⅰ. 市民に向けた食品ロス削減の推進

食べ物を無駄にすることは“もったいない”ということを再認識することにより、食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動に移すことができるよう、継続した普及啓発を実施します。

基本方針Ⅱ. 事業者に向けた食品ロス削減の推進

市民・事業者と連携し、未利用食品の活用や販売、外食などで発生する食品ロスの削減を推進します。

基本方針Ⅲ. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

食品ロス削減推進のため、市民、事業者、各種団体、行政など各主体が積極的に削減対策に取り組むとともに、相互に情報共有及び連携できる体制を整えます。

基本方針Ⅳ. 食品廃棄物の資源循環の推進

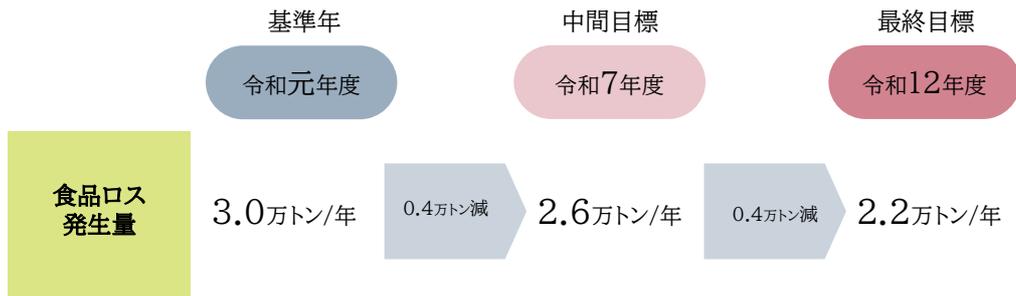
食品ロス削減の対策を実施してもなお生じる食品廃棄物については、適正な再生利用に取り組みます。

2. 数値目標

国の第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)において、家庭系食品ロスを令和12年(2030年)までに半減させる目標が設定され、同様に食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令和元年7月)において、事業系食品ロスについても半減させる目標が設定されました。本市においても、令和12年度(2030年度)までに平成12年度(2000年度)比で食品ロスの半減をめざします。

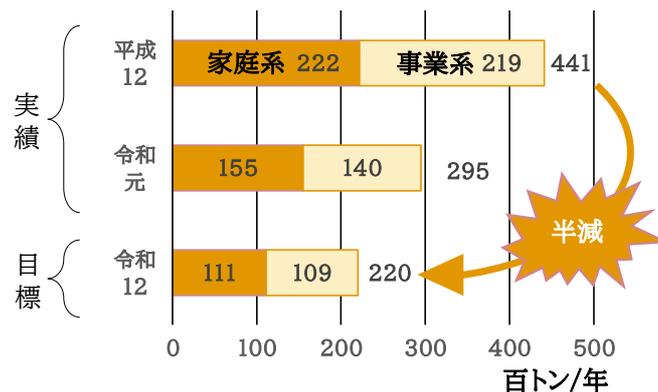
国の削減目標を踏まえ、目標年度を令和12年度(2030年度)、中間目標年度を令和7年度(2025年度)とし、次のように数値目標を設定します。

また、食品ロス削減に取り組む市民の割合についても、数値目標を設定します。



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画]

図 3-1 食品ロスの目標値



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画]

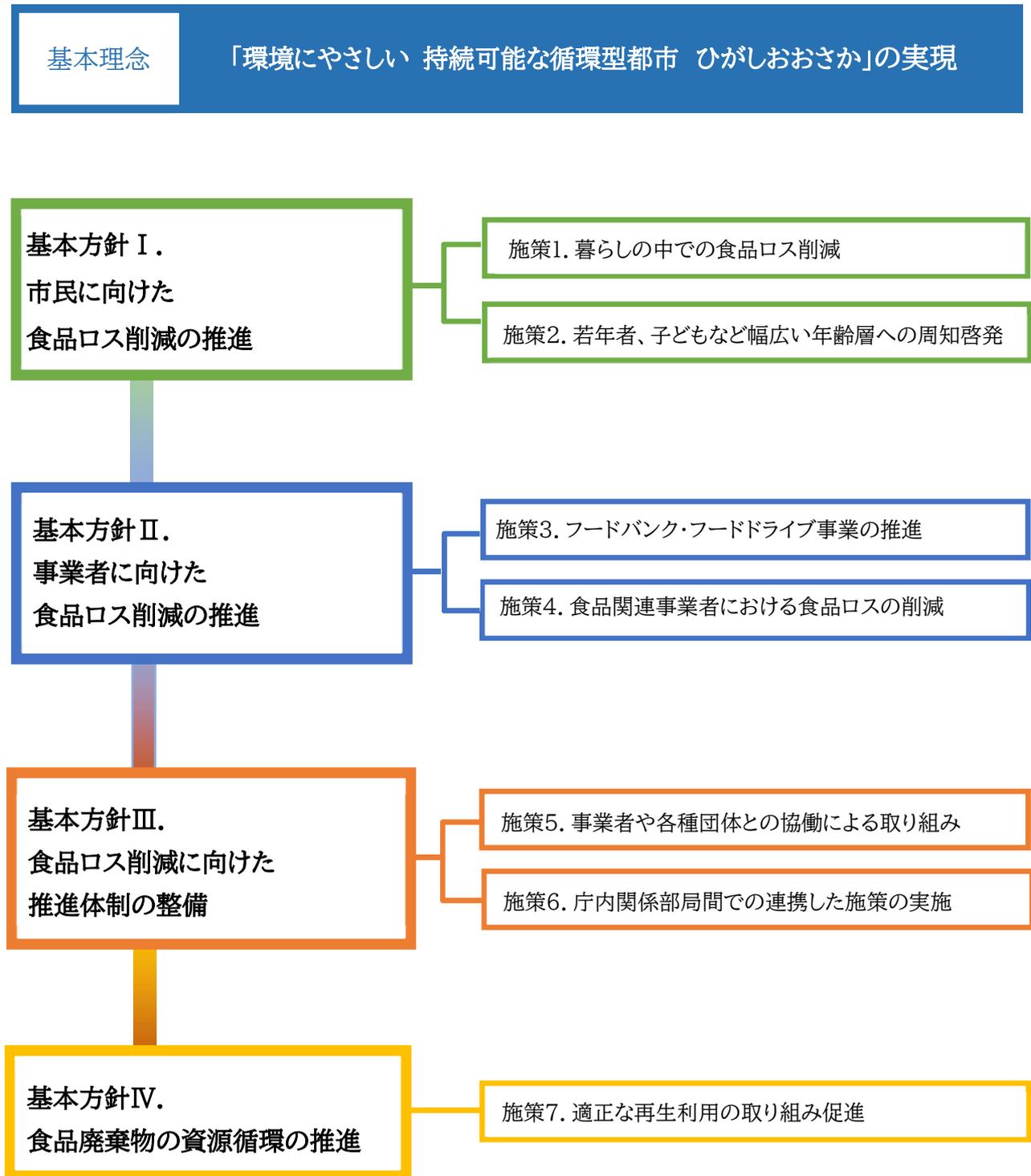
図 3-2 食品ロス削減の取り組みを行う人の割合

	現状値	目標値
全国	76.5% (令和元年度)	80%以上 (令和7年度)
大阪府 ^{※1}	81.9% (令和2年度)	90% (令和12年度)
東大阪市	—	90%以上 (令和12年度)
東大阪市 ^{※2} (参考)	89.9% (令和2年度)	—

[出典 第4次東大阪市食育推進基本計画 食品ロス削減に係る府民の意識調査 第4次東大阪市食育推進計画]

※1食品ロス削減の取り組みを複数(2項以上)行う人の割合 ※2食べ残しをしないようにしている市民の割合

3. 施策の体系



4. 施策の内容

基本方針Ⅰ. 市民に向けた食品ロス削減の推進

市民が、食べ物を無駄にすることは“もったいない”ということを再認識することにより、食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動に移すことができるよう、継続した普及啓発を行います。



施策1 暮らしの中での食品ロス削減

【食品ロスの啓発冊子の作成及び啓発】

○家庭で廃棄する手つかずの食品や食べ残しを削減する手法などをまとめた啓発冊子を作成し、日常生活で食品ロス削減が可能であることを示すことで、さらなる食品ロス削減の浸透を図ります。

【食品ロスに関するセミナーの実施】

○市民を対象に環境にやさしい食のありかたを学ぶ場を提供し、食品ロスに関心を持つきっかけづくりを行います。



施策2 若年者、子どもなど幅広い年齢層への周知啓発

【食品ロス削減に関する講座の実施】

○学校園や地域団体を対象に「食品ロス」をテーマにした環境教育出前講座を実施しています。平成30年12月から導入した「食べ残しNOゲーム」を活用し、ゲームで食品ロスの模擬体験をすることで内容の充実を図ります。

○学校園や地域団体に絞られているため、東大阪市大学連絡協議会などと連携し、情報が届きにくい学生に対しても、食品ロス削減の必要性について理解を進め、啓発を行います。

【市広報誌やSNSなどを利用した積極的な情報発信】

○環境月間(6月)や食品ロス削減月間(10月)に、市政だよりなどで食品ロスの特集を組み、定期的に市民への啓発を図ります。

○市ウェブサイトやSNSなどを活用し、情報提供に努めます。



ごみの分別検索



基本方針Ⅱ. 事業者に向けた食品ロス削減の推進

市民・事業者との連携協力のもと、未利用食品の活用や販売、外食などで発生する食品ロスの削減を推進します。



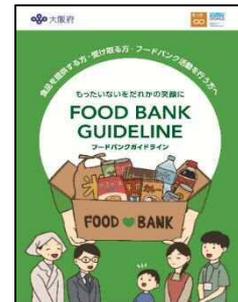
施策3 フードバンク・フードドライブ事業の推進

【フードバンク事業の情報提供】

○未利用食品を提供する事業者などに大阪府内の事例などが掲載されている「フードバンクガイドライン」などを情報提供し、有効活用の取り組みを推進します。

【フードドライブ事業の調査・研究】

○NPO 法人や福祉団体などへ家庭で余っている未利用食品を提供する仕組みを調査・研究します。



施策4 食品関連事業者における食品ロスの削減

【事業者との食品ロス削減に関する協働啓発】

○食品関連事業者を対象に、POPなどの啓発資材を提供することやスーパーマーケットなどの店頭で啓発物の配布などを行い、事業者と協働で啓発を行います。

【事業者向け講習会の開催】

○食品ロス削減に必要な知識と事業者としての社会的責任の理解を深める講習会を開催します。

【フードシェアリングサービスの普及促進】

○SNSなどを活用し、更なる普及促進を行います。

<コラム> 学校給食の食品残渣処理の取り組み

本市の小学校給食では、学校内の調理場で自校分の調理をしている単独調理校と、複数の学校分を調理し、学校へ配送している学校給食センター、玉串共同調理場、楠根東共同調理場があります。

これら3施設では、設置している生ごみ処理機(バイオテクノロジー)によって、一部の食品残渣(調理くずや児童の副食の食べ残し等)を水分と炭酸ガス等に分解し、ごみの減量に取り組んでいます。



生ごみ処理機「ゴミサー」



投入後の様子



分解処理後の様子

基本方針Ⅲ. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

食品ロス削減の推進のため、市民(消費者)、事業者、各種団体、行政各主体が積極的に削減対策に取り組むとともに、相互に情報共有及び連携できる体制を整えます。



施策5 事業者や各種団体との協働による取り組み

【全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会や関係省庁との連携】

○食べきり運動の普及などに取り組む自治体間の情報ネットワークを形成し、食べきり運動に関する取り組みの情報共有や情報提供を行います。

【東大阪市地域ごみ減量推進協議会など各種団体との連携】

○環境教育出前講座や研修会などを通して、食品ロスについて理解を深めるほか、地域内で食品ロスを周知できる回覧物等を作製し、食品ロス削減の浸透を図ります。

【事業者との連携】

食品ロス削減につながる事業者との連携を推進します。

○本市と地域活性化包括連携協定を締結している株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの協働で、市内セブン-イレブン店舗に「すぐ食べるなら手前どり」の啓発POPを設置し、商品棚手前の商品から購入する行動への働きかけを行います。

○本市と包括連携協定を締結している株式会社ロスゼロとの協働で、フードシェアリングサービスを広報することで、市内の食品関連の事業者における食品ロスを抑制します。

○本市とリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結している株式会社ジモティーとの協働で、地域情報サイト「ジモティー」を広報することで、食品を有効活用し、家庭から発生する食品ロスを抑制します。

施策6 庁内関係部局間での連携した施策の実施

【庁内連絡会の設置】

○食品ロス削減推進庁内連絡会を設置し、食品ロス削減について協議します。

【本庁舎内での食品ロス削減の啓発】

○本庁舎コンビニエンスストアにおいて、すぐに食べる分に関しては、期限の短いものから選択してもらえるよう「すぐ食べるなら手前どり」や「すぐたべくん」の啓発POPを設置し、賞味期限や消費期限について、理解の促進を図ります。

○本庁舎11階食堂や22階レストランに食べきりステッカーを設置し、利用者へ啓発を行います。

○米飯が食品ロスの大半を占めていた本庁舎11階食堂において、ごはんの量(大・中・小)を選択できるなどの啓発POPを設置し、食べ残しをなくし、食べきりを促進します。

○宴会などでの食べ残しを抑制するため、30・10運動の普及に取り組みます。

【公共施設などの食堂における啓発】

○市関連施設及び市内大学の食堂運営事業者や食堂利用者へ食品ロス削減の啓発を行います。

【学校給食における啓発】

○学校給食での食べ残しなどについて関係部局と連携し、食品ロス削減の必要性について理解を進め、啓発を行います。

基本方針Ⅳ. 食品廃棄物の資源循環の推進

食品ロス削減の対策を実施した上でも生じる食品廃棄物については、適正な再生利用に取り組みます。



施策7 適正な再生利用の取り組み促進

【事業系生ごみリサイクルシステムの推進】

○「食品リサイクル法」に基づき、魚あらなどの食品廃棄物のリサイクルや飲食店などでの食べ残しを削減する取り組みの推進や食べ残しのリサイクルを行っている事業者の情報提供を行います。

<コラム> 本庁舎1階コンビニエンスストアでの取り組み

比較的賞味期限が近づいた一部のお菓子やパンなどが積極的に購入されるよう、職員向けに一部フロアで無人販売を行っています。

また、1階コンビニエンスストア内に「すぐ食べるなら手前どり」や「すぐたべくん」の啓発 POP を設置しています。

職員も一歩外に出れば消費者の一人として、食品ロス削減の意識の向上に繋がっています。



<コラム> 本庁舎11階食堂での取り組み～啓発POPでの明示～

本庁舎に勤務する職員を対象に実施した「本庁舎11階食堂及び外食での食べ残しにおけるアンケート調査」の結果を踏まえて、食堂事業者にご協力いただきながら以下の3つ取り組みを啓発 POP にて明示したところ、食品ロス削減目標15%に対し、約40%食品ロス削減を達成しました。

1. ごはんの増減

(例:ごはん小の量を更に減らす)

2. 定食のおかず少なめ

(例:唐揚げの個数を減らす)

3. 付け合せ野菜なし

(例:定食に添えられているキャベツなどをなくす)



5. 各主体の役割

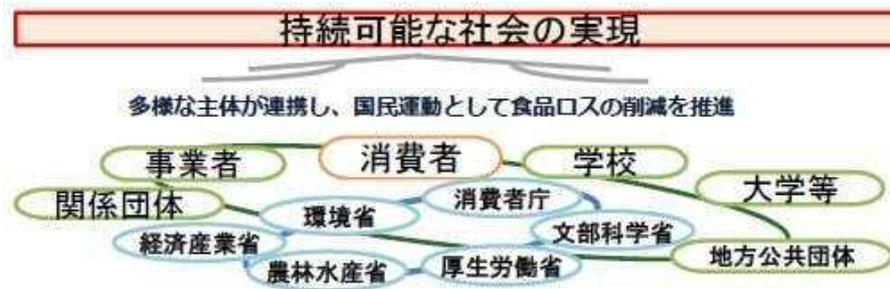


図 3-3 食品ロス削減に向けた国民運動の推進

[出典 食品ロス削減関係資料:消費者庁]

食品ロス削減推進法では、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力が明記され、国が定めた「食品ロス削減推進に関する基本方針」には各主体に求められる役割と行動が明記されています。

①市民の役割

- ・食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深めます。
- ・今一度、食べ物とその生産や調理などに携わった人達に感謝し、それを廃棄することに対する“もったいない”意識を持ちます。
- ・家庭、外食時、職場、学校などでの食べきりなど、食品ロス削減のためにできることを考え、実践します。
- ・食品ロスの削減に取り組む事業者の取り組みを理解するとともに、それらの商品、店舗の積極的な利用や過度な鮮度志向の見直しなど消費者としてできることを実践し、事業者が食品ロスを含む食品廃棄物（以下、「食品ロス等」という。）の削減に取り組みやすい環境づくりにつなげます。
- ・食品ロス等の削減に関する取り組みなどについて情報収集し、積極的な参加・実践に努めます。

②事業者や各種団体の役割

- ・食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深め、自らの事業活動から発生する食品ロスを把握するとともに積極的に食品ロスを削減します。
- ・過剰生産の防止や生産・流通・販売過程等での食品ロスの削減を推進します。
- ・消費者に対し、自らの取り組みに関する情報提供や啓発を実施します。
- ・市民や行政の食品ロス削減の取り組みについて、積極的に協力します。
- ・期限の迫った食品の値引きやフードシェアリングの活用などによる売り切りの工夫を行います。
- ・フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行います。
- ・やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用など再生利用を推進します。
- ・食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深め、従業員などへの啓発を行います。
- ・災害時用備蓄食料のフードバンクへの提供などにより食品を有効に活用します。

③行政の役割

- ・市内における食品ロスの排出状況を定期的に把握するとともに、求められる役割を実践する市民や事業者が増えるよう、率先して食品ロス削減に向けた取り組みを実践します。
- ・市民、事業者、各種団体の行う取り組みなどについて、積極的に情報収集、情報提供を行います。
- ・市民、事業者、各種団体との連携強化を図り、各主体の取り組みを推進します。

6.計画の進行管理

本計画を着実に進めていくために、食品ロス等の排出量及び処理状況を把握、見える化するとともに、施策の取り組み状況を定期的に点検・評価し、PDCAサイクルに従った進行管理を行い、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくこととします。

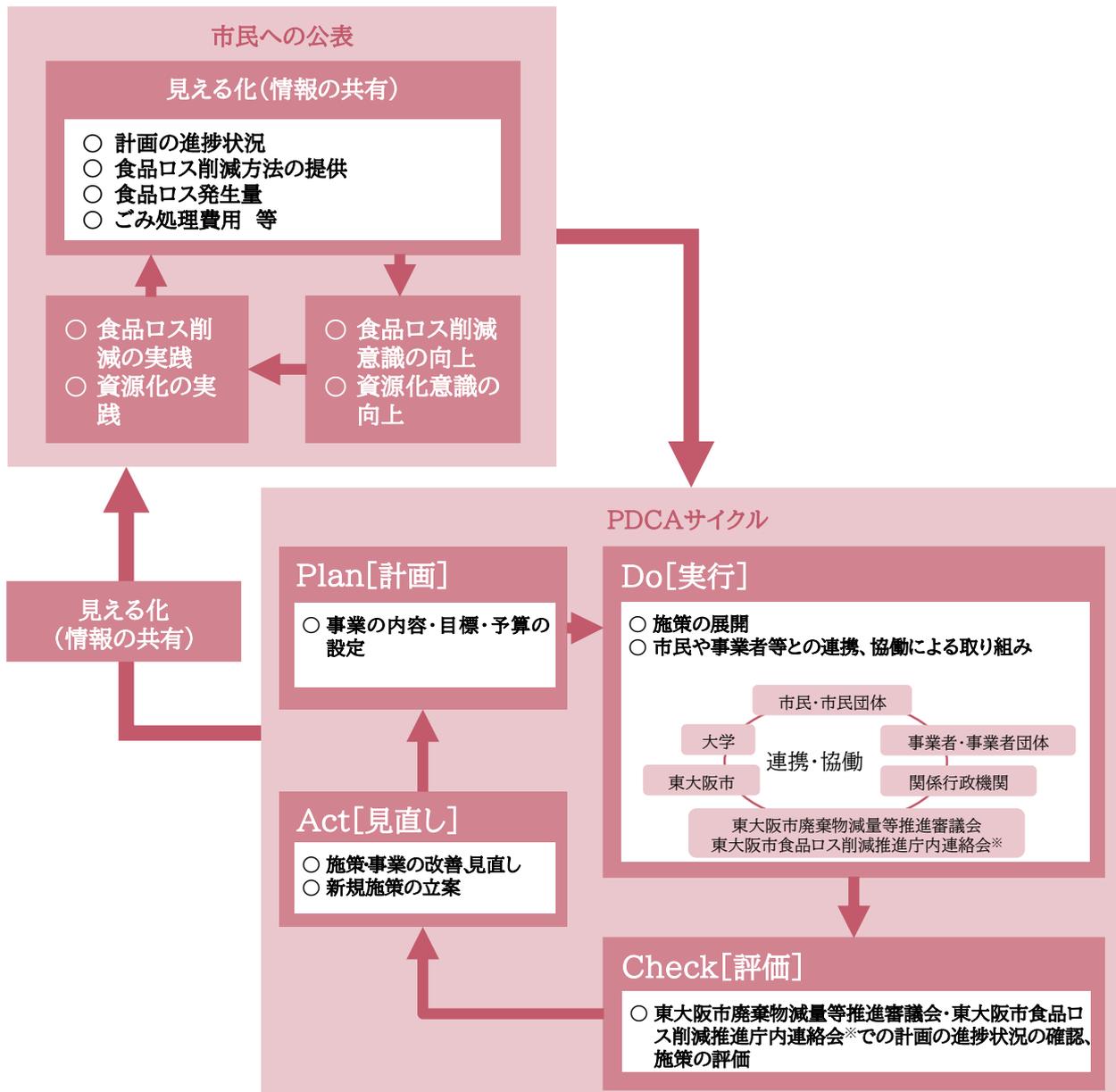


図 3-4 計画の進行管理方法

※公民連携協働室、資産経営室管理課、商業課、農政課、国際観光室、消費生活センター、法人・高齢施設課、高齢介護課施設指導課、保育課、食品衛生課、健康づくり課、循環社会推進課(事務局)、学校教育推進室、学校給食課

資料編

資料1 用語の説明

あ 行

■大阪府食品ロス発生動向等解析調査

「大阪府食品ロス削減推進計画」(令和3年3月策定)を策定するための基礎資料として、大阪府域における食品ロスの発生量を事業系、家庭系ごとに推計するとともに、推計の過程から考えられる食品ロス削減の特性及び課題について取りまとめることを目的とした調査。

さ 行

■30・10(さんまる・いちまる)運動

乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛ける食べきりを促す取り組み。

■持続可能な開発目標(SDGs)

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において設定された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール(目標)・169のターゲット(達成基準)から構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っているもの。

■消費期限

期限を過ぎたら食べない方がよい期限。

定められた方法により保存した場合、「腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い、安全性を欠くこととなるおそれがない」と認められる期限。概ね5日以内に品質面で著しい品質低下が認められる食品や食材であり、お弁当や総菜などの傷みやすい食品に表示されている。

■賞味期限

おいしく食べることができる期限。

定められた方法により保存した場合に、期待され

る全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。スナック菓子や缶詰、ペットボトル飲料など比較的傷みにくい食品に表示されている。

■食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針

食品の製造、流通、消費、廃棄などの各段階において、食品ロスの削減を含め食品廃棄物などの発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用、これが困難な場合には熱回収を行いやむを得ず廃棄処分を行う食品廃棄物などは減量を推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していくことを目的とした基本方針。

■食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。家庭では、調理時に野菜などの皮をむきすぎる過剰除去や、食べ残し、食べる前に消費期限などが切れて廃棄することが原因で発生する。事業所では、食品製造業や卸売業、小売店での売れ残り、飲食店での食べ残しなど、提供期限切れによる廃棄などが原因で発生する。

■食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体などの責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることなどにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

た 行

■第4次東大阪市食育推進計画

食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として、本市の食育推進に関する基本的な事項を定めた計画。計画期間は令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)の5年間。

■第四次循環型社会形成推進基本計画

環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年(2025年)までに国が講ずべき施策を示している計画。

■脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量が実質ゼロとなる社会。排出量実質ゼロとは二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収源による除去量などとの間の均衡を達成すること。

■出前講座

行政、教育機関、NPOなどが、市民や市民グループなどからの求めに応じて、その内容(あらかじめメニューは設定)に合った講師を派遣し、講座を行うこと。

は 行

■東大阪市一般廃棄物処理基本計画

■東大阪市一般廃棄物処理実施計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村が策定する計画で、一般廃棄物の発生量及び処理の見込み、一般廃棄物の排出抑制に関する事項、分別収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分などについて長期的な方針を定める基本計画と毎年度策定する実施計画がある。計画期間

は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間。

■東大阪市第3次環境基本計画

「東大阪市環境基本条例」第8条の規定に基づき、本市の環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画で、計画期間は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間。

■フードシェアリングサービス

「そのままでは、食品ロスになってしまう食品」と「食べたいと思う消費者」をウェブサイトやスマートフォンアプリでマッチングするサービスのこと。例えば、食料品店が「まだおいしく食べられるのに売れ残った商品など」をスマートフォンアプリに登録すると、その食品を購入したい消費者がアプリ上で通常の価格よりも安価に購入できる。

■フードドライブ

家庭で余っている食品を学校や職場に持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設などに寄贈する活動。なお、ドライブは「運動」という意味。

■フードバンク

中身には問題のない包装の破損などにより販売できない食品や、入れ替え時期が迫った防災備蓄品など、安全に食べることができるが捨てられてしまう食品を企業などから引き取り、必要としている人や福祉施設などに無償で提供する活動。



HIGASHI-OSAKA
SDGs GEAR

東大阪市食品ロス削減推進計画

令和4年3月

東大阪市 環境部 循環社会推進課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
電話: 06(4309)3199 ファクス: 06(4309)3829